第１　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を総合的に推進します。

１　生きがいづくりと健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、文化・スポーツ活動を通じた健康づくりや生きがいづくりを支援します。

また、高齢者が長年培ってきた知識や技能、経験を活かし、多様な地域活動の参画を促進するため、老人クラブや高齢者の地域づくり団体への活動支援や相談体制を充実します。

(1) 文化・スポーツ活動

現　　状
○　高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康及び福祉に関する総合的な祭典として毎年度開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、本県からも多くの選手を派遣しています。 ○　高齢者が様々な文化・スポーツ活動や交流を通じ、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるようにするため、昭和 63 年度の「第１回全国健康福祉祭（ねんりんピック）兵庫大会」の開催を契機に、本県においても、同年度から「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催しています。 ○　公益財団法人いきいき岩手支援財団において、民間団体等が行う文化・スポーツを通じた生きがいと健康づくりの推進に関する事業に対し、助成を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢者が生涯を通じて、健康で文化・スポーツ活動に取り組むことができるよう、「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」への参加促進など、一層の取組を推進していく必要があります。	○　いきいきシニアスポーツ大会や作品展等の「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を広く周知するほか、大会の開催を支援します。 ○　「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣を支援します。 ○　いきいき岩手支援財団の助成金等の活用による文化・スポーツを通じた、生きがいづくりや健康づくりに関する活動を支援します。

(2) 老人クラブ活動

現　　状
○　県内には 1,913 団体（平成 25 年４月１日現在、岩手県老人クラブ連合会調べ）の老人クラブがあり、82,509 人の会員が在籍しています。各地域で、生きがいづくりや健康づくり活動のほか、児童の安全見守り活動や高齢者の安否確認・サロン活動などの友愛活動を通じた地域づくりの実践等に取り組んでいます。 ○　各市町村には、市町村老人クラブ連合会があり、当該市町村内の老人クラブ相互の連携や活動の活性化、リーダー養成などの支援のほか、市町村全域で展開する健康づくり（介護予防等）事業などに取り組んでいます。 ○　岩手県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会の活動支援や各種研修事業などを実施しています。 ○　老人クラブ数、会員数ともに全国と同様、年々減少傾向で推移しています。 （過去３年間で 177 クラブ、会員 12,761 人の減） ○　年金支給開始年齢が遅くなった影響もあり、現役で働く方も多く、高齢者人口の増加の中にあって、会員増に結びついていない状況にあります。 ○　県老人クラブ連合会では、全国老人クラブ連合会が推進する「老人クラブ 100 万人会員増強運動」により、計画的な会員増強を推進しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　老人クラブ数、会員数の減少による活動の低下が懸念されています。 ○　老人クラブは、社会奉仕活動などを通じて地域を豊かにすることや、高齢者の暮らしを支える生活支援の担い手としての役割が期待されており、「団塊の世代」等、若手高齢者の加入促進を図り、活動の活発化を図る必要があります。	○　岩手県老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を設置し、市町村老人クラブ連合会の活動促進等を支援します。 ○　老人クラブが実施する多様な地域貢献活動や健康づくり活動等に対し、支援を行います。 ○　若手高齢者の加入促進など県老人クラブ連合会が取り組む「会員増強運動」を県民に周知するなどし、運動を支援します。

２　社会参加活動の促進

高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加と活動の活発化を普及促進するため、各種情報提供などを支援します。

社会貢献活動への支援

現　　状
○　本県の平成 25 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 28.7%、平成 37 年(2025 年)には、35.5%となると予想されています。 ○　いわゆる「団塊の世代」(1947 ～49 年に生まれた人）が 2012 年から 65 歳を迎え、仕事中心の生活を送ってきた男性を中心とする高齢者が、活動の場を地域社会へ移しています。 ○　いわて県民情報交流センター（アイーナ）の高齢者活動交流プラザ内に設置している高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、情報誌の発行、地域相談会の開催、活動や団体運営のノウハウの提供などを通じ、高齢者団体が自主的に行う社会貢献活動を支援しています。 ○　いきいき岩手支援財団では、高齢者の社会参加活動をはじめ、長寿社会への対応に関連した様々な活動に助成を行っています。 ○　介護保険制度改正により、市町村は、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等の役割を担う「生活支援コーディネーター」を新たに配置することとされました。 ○　高年齢者の雇用については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、高年齢者の６５歳までの安定した雇用を確保するため、当該定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、当該定年の定めの廃止、のいずれかの措置を講じなければならないとされています。 ○　シルバー人材センターは、平成26年４月現在、27市町村に設置され、高齢者に就業の機会を提供するとともに、ボランティア活動などの社会貢献活動を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢者が定年などにより退職した後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得ることや、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能を生かし、地域社会の「支え手」として健康で意欲を持ち続けながら活躍できるよう高齢者の自主的な活動への支援が必要です。 ○　活動の場や活動に関する情報に接する	○　高齢者社会貢献活動サポートセンターに相談支援員を配置し、高齢者の自主的な社会貢献活動への相談対応や取組事例の紹介、研修を実施します。 ○　市町村や社会福祉協議会等に対し、高齢者社会貢献サポートセンターが有する情報やノウハウを提供し、高齢者の意欲や能力を活かした地域づくりが広がるよう支援します。

機会が少ないため、意欲や能力がありながらこれまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要です。	○　高齢者が主体となって行う活動や高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動を支援するため、いきいき岩手支援財団による助成（ご近所支え合い助成金）の活用を促進します。 ○　いきいき岩手支援財団や高齢者社会貢献活動サポートセンターのホームページへの掲載や情報誌発行による各種情報提供を行います。 ○　元気な高齢者などが生活支援サービスの担い手として活動する場の確保等の役割を担う「生活支援コーディネーター」を養成し、市町村社会福祉協議会等との連携により、高齢者の意欲や能力を踏まえた活動参加促進のための支援を行い、見守りや外出・通院などの生活支援の担い手として養成が図られるよう推進します。
○　高齢者の意欲や能力に応じて、就業に結び付けるための支援が必要です。	○　広域振興局等に就業支援員を配置し、高齢者からの相談内容に応じて、ハローワーク、シルバー人材センター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の高齢者雇用の関係機関につなぐなどの支援を行います。 ○　岩手県シルバー人材センター連合会の運営に対する支援を行い、高年齢者の就業機会の確保を促進します。
○　高齢者の起業を支援する必要があります。	○　いわて産業振興センターが、創業・起業など広範な相談に対応し、課題解決に向けた支援を行います。

第２　高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

１　高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止や権利擁護について、県民の意識啓発と支援困難事例への相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者の尊厳の確保とより良い介護サービスの提供を目指し、身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。

現　　状
○　平成 25 年度の家族等の養護者による高齢者虐待の認定件数は、最近５年間で最も少ない 133 件となっています。虐待を受けていた高齢者の性別では女性が 78.8%、年齢では 75 歳以上の後期高齢者が 83%で、虐待の種別では、身体的虐待、心理的虐待の順に多くなっています。 　また、認知症の症状がみられる高齢者が約５割となっています。 （平成 25 年度の高齢者虐待防止法に基づく調査による） ○　養介護施設従事者等による虐待の認定件数は、５年連続で０件となっています。 ○　高齢者福祉施設では、身体拘束に対する基本的方針について、大半の施設が「いかなる場合においても身体拘束は廃止」又は「緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は廃止」とし、身体拘束をなくす取組が進められています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢者虐待防止に向け、住民及び介護事業者等に対し制度の普及啓発を行う必要があります。	○　住民、介護事業者等への高齢者虐待防止に関する広報・研修等の普及啓発を行います。
○　虐待の発生要因については、介護疲れ、経済的困窮などが多く、これらが絡み合った事案も認められることから、こうした事案にも適切に対応できるよう、市町村の虐待対応に係る体制を整備する必要があります。 ※　厚生労働省の調査結果による	○　市町村や地域包括支援センターを対象とする、高齢者虐待への対応力向上のための研修の充実を図ります。 ○　市町村・地域包括支援センターが抱える支援困難事例等に対応するため、高齢者総合支援センターで弁護士等による専門相談を実施します。 ○　養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談を通じて、必要な介護保険サービスの利用が円滑に行えるよう制度の周知を図ります。

	○　また、事実確認の結果、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。
○　身体拘束のないケアの実現についての認識は高まっていますが、依然として一部の施設においては身体拘束が行われています。	○　身体拘束調査による状況把握を引き続き行い、身体拘束のないケアに向けた取組を支援します。
○　利用者の生命や身体が危険にさらされる等やむを得ず身体拘束を行う場合でも、拘束の態様や時間などの記録を残すなどの必要な手続きが求められていますが、まだ十分に対応できていない施設があります。	○　身体拘束廃止に向け、介護保険施設等の管理者・職員研修会の開催と、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行います。

２　高齢者の権利擁護

※　岩手県地域福祉支援計画（平成 26 年３月策定）との整合性を図っていること。

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、市町村成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業の活用等を促進します。

現　　状
○　認知症などによる判断能力の低下などから、金銭や財産の管理、福祉サービス利用が適切にできないため、自宅での生活が困難な高齢者が増加するものと見込まれます。 ○　本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人を選任する成年後見制度があります。 ○　市町村では、国庫補助事業を活用し、成年後見人養成の取組が進められています。 ○　成年後見制度の利用者数は、平成 25 年には 1,262 人となっていますが、平成 25 年に選任された成年後見人には市民後見人はなく、また、法人後見実施団体は、現在６法人に留まっています。 ○　社会福祉協議会では、判断能力に不安があり社会生活上の不便がある方などを対象として、福祉サービスの利用、公共料金等の支払いなど日常的な金銭等の管理を支援する日常生活自立支援事業を実施しており、平成 25 年度の利用者数は、899 人で、この５年間で 1.36 倍に増加しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　成年後見制度については、日常生活のさまざまな契約行為など（身上監護）に応じられる成年後見人が少ない、成年後見が必要でも手続きが複雑で利用されにくいという課題があります。 ○　また、日常生活自立支援事業については、財産管理や身上監護に関する支援につなげる必要のある方が、成年後見制度に移行されていないという課題があります。	○　県と県社会福祉協議会は、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、成年後見人の養成研修を実施します。 　また、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯなどを対象として法人後見活動を行う団体の育成支援を進めます。 ○　市町村に対する先進事例紹介等の情報提供のほか、地域支援事業交付金等を活用した市民後見人養成や後見活動の実施、市町村長による申立ての活用など、市町村の成年後見制度の利用促進を図る取組を支援します。 ○　県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等が連携し、成年後見制度の周知や利用促進を図ります。 　また、利用者の判断能力の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度へつなぐ仕組みづくりを進めます。

３　高齢者権利擁護ネットワークの形成

高齢者虐待や権利侵害の防止、早期発見及び適切な対応を行うため、市町村・地域包括支援センターの相談支援機能の充実や関係機関によるネットワーク体制の整備を支援します。

現　　状
○　高齢者権利擁護ネットワーク会議を開催し、高齢者権利擁護、虐待防止、身体拘束廃止のための協議・検討や関係団体との情報共有を図っています。 ○　県内４地域において、地域包括支援センター職員の支援技術の向上を図るため、権利擁護に関する地域研修会を開催しています。 ○　権利擁護に関する相談のうち、法律など専門的な対応を要する事例について、弁護士や社会福祉士等による権利擁護相談会を開催しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　支援等が必要な高齢者を早期に発見し地域包括支援センターの総合相談につなげる相談ルートを確立していく必要があります。 ○　弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、権利擁護を支援する関係団体等の連携をより強化していく必要があります。	○　権利擁護や虐待防止に関する研修会や相談会を開催するほか、市町村が開催する地域ケア会議に弁護士などの専門職を派遣しアドバイスを行う等により、市町村の取組を支援します。 ○　高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催により、関係機関・団体の連携体制を構築し、高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止のための協議・検討を行います。

第３　地域包括ケアシステムの構築

※　岩手県保健医療計画（平成 25 年３月策定）と整合性を図っていること。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅医療連携拠点や地域包括支援センターを中核として、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

１　地域包括ケアシステムの構築への支援

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村への支援を行うとともに、関係者の連携を促進する取組を進めていきます。

現　　状
○　本県の高齢化率 28.7%（平成 25 年 10 月１日現在「岩手県人口移動報告年報」）は、全国の 25.1%（平成 25 年 10 月１日現在。総務省「人口推計」）を約４ポイント上回っています。平成 37 年には高齢化率が 35.5%、75 歳以上高齢者の割合は 20.6%と推計され、医療的ケアが必要な要介護高齢者の増加が見込まれています。 ○　65 歳以上の高齢単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は、約 4.3 万世帯（平成 22 年国勢調査）となっており、平成 37 年には約６万世帯、平成 42 年には約 6.3 万世帯まで増加すると推計されています。 ○　本県の介護保険第１号被保険者数は 37.8 万人（平成 26 年７月末）となっており、平成 32 年度には 40.6 万人に増加すると見込まれています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は地域によって大きく異なることから、創意工夫を活かし、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。 ○　地域包括ケアシステムは、市町村の主導的な役割の下で、医療と介護の提供体制の整備など、地域の将来を踏まえた「まちづくり」の一環として位置づけ、取り組む必要があります。 ○　地域包括ケアシステムは、市町村が設定する日常生活圏域において、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される体制の構築を目指すことが必要とされてい	○　地域ケア会議において、地域課題の把握や、地域づくり・地域資源開発への検討が行われるよう専門職をアドバイザーとして派遣し、県内市町村の多様な地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援します。 ○　医療、介護、福祉の関係機関・団体が一体となって地域包括ケアの実現に向けて連携する仕組みを構築し、市町村の取組を支援します。 ○　市町村が主体となった地域包括ケアのまちづくりに取り組む必要性の理解を図り、先進事例などの情報提供のほか、入退院調整等、市町村域を超えた広域的な調整

ます。 ○　限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。	等を行い、市町村の取組を支援します。 ○　市町村において、地域包括ケアシステムの構築に資する各種事業のコーディネートを行う人材（認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等）の養成を行い、配置を支援します。 ○　地域包括ケアシステムの中核機関である在宅医療連携拠点や地域包括支援センターの機能の充実・強化が図られるよう、県高齢者総合支援センター等の関係機関と協力し、広域的な調整や支援の充実を図ります。
○　今後増大する介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者を地域で確実に支え、医療・介護サービスが地域の中で一体的に提供されるようにするため、医療・介護サービスの提供者間における多職種連携を進める必要があります。	○　在宅医療連携拠点等における、医療従事者、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員等に対する医療と介護の連携を図るための知識、在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能の普及に向け、研修などの取組を支援します。 ○　自宅や介護施設などを含め、適切な場で適切な医療や医療ケアを提供できる専門的な人材を確保していくため、医療・介護等の職能団体において研修などを通じて計画的な人材養成を図るよう働きかけます。

２　地域包括支援センターの充実・支援

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の４つの機能が十分に発揮されるよう、体制整備と機能強化を支援します。

(1) 体制の充実と運営の円滑化

現　　状
○　地域包括支援センターは、51箇所設置され、原則として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置され、設置運営主体である市町村の責任の下、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として活動を行っています。 　また、在宅介護支援センター等では、総合相談業務の一部である実態把握や初期相談をブランチとして実施しています。

○　市町村等に設置されている「地域包括支援センター運営協議会」では、医療、介護、福祉関係者に加え、サービス利用者・家族、保健、消防、警察、地域住民代表等幅広い関係者の参画により、センターの事業計画や収支予算の確認、センターの運営に関する評価・報告、運営方針等について審議しています。

○　県高齢者総合支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置し、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援と相談・研修等を実施しています。
　また、地域包括支援センターがその役割を十分発揮できるよう、職員の専門知識の取得・資質の向上や、地域包括支援センターの円滑な業務運営と体制整備、地域包括ケア推進のための取組を支援しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業の充実などが図られており、地域包括支援センターの役割がますます重要となっています。 ○　県内の地域包括支援センターで、３職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置基準（対高齢者人口比）を満たしているのは51センターのうち25センターとなっており、市町村が体制の充実に向けて役割を果たすことが必要です。	○　地域包括支援センターの本来的機能（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を十分に発揮するための３職種の人員確保について市町村に働きかけを行うとともに、先進事例の提供や、高齢者総合支援センター及び関係機関との連携による専門的・広域的支援等により、市町村の取組を支援します。
○　地域包括支援センター運営協議会は、医療、介護関係者のほか幅広い関係者の参画により、センターの事業計画や収支予算の確認、運営に関する評価等について審議するほか、委託する場合の運営方針について審議を行い、機能の強化を図ることが必要です。 ○　直営型の地域包括支援センターでは、業務量の増加に見合った柔軟な人員配置が難しい上、人事異動により３職種の配置状況が大きく変わる可能性があり、特に実務経験が必要とされる主任介護支援専門員等の安定的な確保が課題となっています。 ○　委託型の地域包括支援センターには、市町村が地域包括支援センターの設置主体として、運営に係る具体的な実施方針を示	○　地域包括支援センター運営協議会が、医療、介護、福祉等関係者の多様な視点から地域包括支援センターの設置・運営、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針や市町村と民間法人の人事交流などの人員確保、関係機関とのネットワークの構築、公平・中立性の確保等についての協議が行われ、また、施策に反映する場となるよう市町村の支援を行います。 ○　市町村が実施方針を明確に定め、委託を行う場合であっても市町村が設置運営主体としての責任を持ち、委託先と連携して運営に当たるよう、助言を行います。

し、必要な環境整備や支援を行う必要がありますが、詳細な実施方針を明確に示していない場合があるほか、問題が多岐にわたる支援困難事例や虐待対応など、市町村の立入・措置権限等により対応すべき事案についての連携が課題となっています。	
○　地域包括支援センターが、高齢者に関する相談対応等の役割を果たすため、高齢者総合支援センターによる専門的支援体制の一層の充実を図る必要があります。	○　高齢者総合支援センターにおける一般相談・専門相談への対応や各種研修等を通じた情報提供等による総合的な支援体制の充実を図り、地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるよう支援します。
○　制度の変遷により、介護サービス体系が複雑化していることから、わかりやすい介護サービス情報の提供が必要です。	○　高齢者が介護保険制度やサービス内容を理解し必要な介護サービスを適切に受けられるよう、一層の制度周知を図るとともに、地域包括支援センター等による相談体制の充実を促進します。

(2) 人材の育成

現　　状
○　地域包括支援センターには、高齢者数に応じ、原則として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の３職種が配置され、高齢者の暮らしに関する多様な相談に対応しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　地域包括支援センターの円滑な運営のためには、職員の資質向上が不可欠であることから、職員研修等を通した人材の育成が必要です。	○　地域包括支援センター職員の人材育成と資質向上を図るため、高齢者総合支援センターが行う地域包括支援センター職員研修（初任者・現任者）や専門研修等の充実を図り、地域包括支援センターの対応能力の向上を図ります。 ○　沿岸被災地を中心に、地域包括支援センターが行う各種研修への講師派遣や研修運営等を支援します。

第４　在宅医療と介護の連携推進

慢性疾患等を抱える人であっても、本人・家族の希望、心身の状態や生活環境の変化に応じて、医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療提供体制の構築を推進します。

１　在宅医療の推進

地域包括ケアシステムが構築される中で、通院が困難であっても、自宅や介護施設において必要な医療が確実に受けられるよう、訪問診療や訪問看護等により日常の療養を支え、病状が急変した時の入院等の対応や退院後の生活を見据えた医療・介護の調整を行い、希望に応じて自宅などで最期を迎えることができる医療提供体制を構築するため、在宅医療を推進します。

現　　状
○　本県において訪問診療を受けた患者数は、平成 22 年 10 月から 23 年３月の半年間で 10.9 人（人口千対）であり、同時期の全国（22.6 人）を下回っています。また、往診を受けた患者数は、同様に 243.1 人であり、全国の 612.5 人を下回っています。 ○　本県において、訪問診療等により在宅医療を提供している在宅療養支援病院は２施設、在宅療養支援診療所は 83 施設の届出があり、人口 10 万人当たりでは在宅療養支援病院が 0.2 施設、在宅療養支援診療所が 6.3 施設といずれも全国の病院 0.4 施設、診療所 10.3 施設を下回っています。 ○　訪問看護事業所数は 95 事業所であり、人口 10 万人当たりでは 7.2 事業所と全国の 6.3 事業所を上回っています。 ○　患者の退院後、在宅又は介護施設等における療養の継続を調整支援する退院支援担当者を配置している病院は 31 施設、診療所が４施設であり、人口 10 万人当たりでは病院が 2.4 施設、診療所が 0.3 施設と全国の病院 2.5 施設、診療所 0.4 施設と同程度となっています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　医療機関や介護施設等の相互の連携により、訪問診療や訪問看護など、在宅療養者や家族のニーズに対応した切れ目のない在宅医療提供体制を確保することが求められています。	○　医師や歯科医師、看護師、薬剤師などの医療従事者等に対し、在宅医療の実施に関する適切な情報提供を行うとともに、地域や職種ごとの必要に応じて研修を実施するなど、在宅医療を担う人材の確保・育成を図ります。 ○　地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関が連携し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスが適切に紹介される体制づくりを進めます。

○　入院医療機関においては、退院支援担当者の配置と調整機能の強化を推進し、入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な在宅医療提供体制を確保することが必要です。	○　入院初期から、退院後における地域での生活を見据え、医療や介護の必要なサービスが包括的に提供されるよう、入院医療機関と在宅医療や介護の担当者間で、病状や退院後の方針等の共有を図るためのカンファレンスの実施を支援するなど、退院支援の取組を推進します。
○　病状の急変時の対応に関する患者・家族の不安や負担の軽減のため、訪問診療や訪問看護等による 24 時間対応が可能な連携体制の構築、在宅療養支援病院や有床診療所における円滑な受入れ体制を構築することが求められています。	○　在宅療養患者の病状が急変した場合でも、往診や一時受け入れなどの必要な医療を確保するため、入院医療機関を中心とする医療機関等の連携により 24 時間対応が可能な体制を、地域の実情に応じて構築するなど、急変時の対応の取組を推進します。
○　患者や家族のＱＯＬ（生活の質）の維持向上を図りつつ、療養生活を支えるとともに、患者の意思を尊重し、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能とする医療及び介護体制の構築が必要です。 ○　また、医療機関の負担を軽減し、限られた医療資源の効率的な活用を図る観点から、介護施設等での看取りの充実を図ることが必要です。	○　在宅医療に関連する医療従事者等に対し、最期を迎える段階での苦痛の緩和や看取りの手法等に関する情報提供や研修を行うなど、希望に応じて、自宅や施設において看取りが適切に実施される取組を推進します。

２　連携体制の構築

身近な地域で適切に在宅医療が提供されるよう、地域において、医師や看護師、歯科医師、薬剤師などの医療従事者はもとより、介護支援専門員や介護事業所なども含めた多職種が連携して、一人ひとりに適した医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進します。

現　　状
○　各市町村においては、病院・診療所と介護施設の一体的整備や医療介護関係者の多様な連携などにより、地域の実情に応じた地域包括ケアの取組が進められてきています。 ○　県内の一部地域では、市町村や訪問診療を専門とする医療機関が中心となって、地域における在宅医療の推進に関係する多職種による連絡会議や研修などを行う取組が進められています。 ○　また、往診や訪問診療を行う複数の開業医がグループを組み、休日や夜間の当番医を決め、不在時においても相互にカバーをする体制を構築する取組が行われている地区も

あります。

○　県では、医療と介護の連携による在宅医療の推進を図る市町村等の取組を支援していますが、平成 26 年 10 月末現在で、在宅医療を提供する医療・介護の関係者の役割分担と連携体制の構築を行う在宅医療連携拠点の設置は３か所、県の支援を活用して医療と介護の連携に取り組む市町村は 10 市町となっています。

○　一部の地域では、地域の医療情報ネットワークを構築し、医療、介護の情報共有を図り、在宅医療と介護との連携を支援する取組が行われています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　在宅療養者の生活や病態に応じて、適切な医療や介護を包括的に提供していくため、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、介護関係者などの多職種による連携が必要です。 ○　日常の療養支援のほか、急変時や看取りなどに対処する 24 時間 365 日の対応が可能となるよう、在宅医療を担う医療機関、入院医療機関、訪問看護ステーション、介護施設などの間で多様な連携が必要です。 ○　身近な地域で適切に在宅医療が提供されるよう、地域包括ケアシステムが構築される地域において在宅医療提供体制を構築することが必要であり、地域包括ケアシステムの構築を担う市町村が、地域の医師会等の協力を得て、主体的に取り組むことが求められています。 ○　地域における多職種の連携や関係機関相互の連携を推進するため、在宅医療を提供する医療・介護の関係者の役割分担を明確にし、連携のための関係づくりや協議、研修や啓発などを行う在宅医療連携拠点等の整備が必要です。	○　在宅医療提供体制や整備に関する具体的な事例の情報提供や、関係者に対する研修等を通じて、地域包括ケアシステムの中核として期待される在宅医療連携拠点等の整備など、市町村の主体的な取組を推進します。 ○　医療介護確保総合推進法に基づき、地域医療構想（ビジョン）を策定するにあたり、市町村や医療従事者と情報を共有し、関係者の意識を高めるとともに、連携や 24 時間 365 日の対応に対する不安や負担感を軽減するよう、具体的な事例の情報提供を通じて支援します。 ○　できる限り住み慣れた地域で、患者の疾患や重症度に応じた医療が、多職種連携により、継続的、包括的に提供されるよう、地域の医療・介護関係者の参加による地域ケア会議の活用を促進します。 ○　地域の医師会と市町村との連携強化や市町村を超えた課題の調整など広域的な取組について保健所等の機能を活用しながら、支援をしていきます。 ○　情報通信技術を活用した地域の医療情報ネットワークの構築を支援し、在宅医療提供体制の整備や、医療・介護の連携に向けた活用を推進します。

第５　認知症施策の推進

※　岩手県保健医療計画（平成 25 年３月策定）と整合性を図っていること。

認知症の人や家族が住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症本人及びその家族への支援を行います。 また、認知症の適切な診断により早期発見・診断・治療につながるよう、認知症疾患医療センターを中心とする専門的な医療体制を強化するとともに、必要なサービス基盤の充実及び高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアを担う人材育成などに取り組みます。

１　普及啓発と認知症本人及び家族への支援

○　認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民や子供たちなどにあらゆる機会を通じて、認知症への正しい知識と理解促進のための普及啓発に取り組みます。また、認知症の人が徘徊したり、日常生活の中で困りごとがあったときでも、地域で見守り・支え合うことのできる地域づくりを進めます。 ○　適切な認知症への対応として、予防や早期発見、早期診断・治療体制の充実強化、相談支援体制の充実と専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症医療体制づくりを進めます。 ○　質の高い介護サービスを提供するため、地域密着型サービス拠点の整備促進やサービスを担う人材の養成、従事者研修の実施等による資質向上を図ります。 ○　判断能力が十分でない認知症高齢者等の権利が守られるよう、消費者被害や財産侵害からの保護などの権利擁護や虐待防止の取組を一層推進します。

(1) 認知症に関する意識啓発

現　　状
○　認知症高齢者数は、全国では、平成 22 年の 280 万人が、平成 27 年には 345 万人、平成 32 年には 410 万人、平成 37 年には 470 万人になると推計されています（厚生労働省「『認知症高齢者の日常生活自立度』Ⅱ以上の高齢者数について」（平成 24 年８月））。 ○　本県の介護保険の第１号被保険者（65 歳以上）のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の者は、平成 21 年３月には約３万４千人でしたが、平成 26 年３月には約４万３千人で、要介護要支援者における認知症高齢者の割合をもとに推計すると、平成 37 年には、約５万６千人になると推計しています。 ○　認知症を正しく理解し、地域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター数は、平成 26 年９月末現在で 89,710 人、地域活動のリーダー役として認知症サポーター養成講座の講師等を務める認知症キャラバン・メイト数は 1,129 人となっています。 ○　また、市町村・地域包括支援センターや岩手医科大学附属病院では、小中学生を対象に「孫世代のための認知症講座」を実施し、学童期からの認知症への理解をきっかけと

した高齢者に優しい地域づくりの促進を図っています。

○　岩手県高齢者支援センターや広域振興局等では、認知症に関する普及・啓発のためのシンポジウムの開催や、「認知症の人と家族の会」の活動支援等を行い、認知症の人の生活を地域で支える地域づくりを行っています。

○　認知症の予防を図るため、市町村の介護予防教室において、認知症予防体操（認知症介護予防推進運動プログラム）の実施や正しい知識の普及・啓発を行っています。
　また、地域包括支援センターにおいては、高齢者の生活機能、身体機能等について、「基本チェックリスト」の活用などにより身体状況の変化の早期発見に努めています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　認知症の人を地域で見守り、支え合うためには、県民の認知症に関する正しい知識と理解をさらに広める必要があります。 　このため、普及・啓発活動の充実を図るとともに、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成に一層努める必要があります。 ○　認知症サポーターが、地域で自主的にボランティアや見守り活動に取り組めるような仕組みや、サポーターが希望する活動の場が必要です。 ○　地域での支え合いを推進するため、住民組織やＮＰＯ等の活動の活性化が必要です。 ○　認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成者数に、市町村によって差があり、養成数の少ない市町村における積極的な取組が必要です。	○　認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座や学校における「孫世代のための認知症講座」の開催などにより、認知症サポーターを養成し、県民の認知症に関する正しい知識と理解の普及を図ります。 ○　認知症の人や家族を支援する地域活動のリーダー役として、認知症サポーター養成講座の講師役も務める認知症キャラバン・メイトを養成し、その自主的な地域活動を支援します。 ○　認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成への取組が低調な市町村に対し、高齢者総合支援センターと連携を図り、積極的な取組についての働きかけや養成講座の開催支援などを行います。
○　もの忘れなどの初期段階での気づきや相談等の遅れが、認知症の疾患症状の進行につながることから、気づきから地域包括支援センターへの相談や専門医療機関への受診等、早期対応の必要性を周知する必要があります。	○　気づきから相談支援機関への橋渡しなど、早期対応の必要性について、地域包括支援センターを中心に住民への普及啓発を図ります。
○　認知症の予防や増悪を防止するため、介護予防の取組の一環として、認知症介護予防推進運動プログラム（ココロからダンス）の普及とその実践に努める必要があります。	○　市町村の介護予防事業の一環として、認知症介護予防推進運動プログラム（ココロからダンス）の普及とその実践を推進します。

(2) 認知症本人・家族への支援

現　　状
○　認知症に関する相談支援については、市町村では地域包括支援センター等が実施しているほか、岩手県高齢者総合支援センター、岩手県認知症疾患医療センター等において、専門的な相談に対応しています。 ○　認知症介護の専門家や経験者等による「いわて認知症の人と家族の電話相談」を設置し、認知症の本人や家族からの相談に対応しています。 ○　市町村では、認知症の人や家族の居場所となる「つどい」や「認知症カフェ」、家族等を対象とする介護教室等の取組が進められています。 ○　市町村では、地域住民との協働による徘徊高齢者の見守りや模擬訓練等の取組が進められています。 ○　認知症行方不明者の早期発見のため、県内市町村や他の都道府県、県警本部との情報共有の仕組みを構築し、平成 26 年 9 月から運用を開始しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　保健所、市町村・地域包括支援センターなどの相談支援機能の強化や関係機関相互の連携体制の確保が必要です。	○　高齢者総合支援センターが、地域包括支援センター職員を対象とした認知症支援に係る専門研修などを実施し、相談機能の充実・強化を支援します。 ○　地域ケア会議が、認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者などが参画し、多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるようアドバイザーを派遣し、支援します。 ○　医療機関・介護サービス事業所など支援機関の連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」の養成などにより、市町村・地域包括支援センターを支援します。
○　本人・家族への支援のため、認知症の人や家族が気軽に集まり、相談できる居場所づくりや、認知症介護に関する知識や技術の普及、精神面を支える仕組みづくりが必要です。	○　認知症の人や家族による「つどい」の開催や、市町村での「認知症カフェ」の開催を推進し、認知症の人と地域住民との交流機会の拡大を図ります。 ○　認知症の人の家族の介護疲れなど、身体的、精神的負担を軽減するため、認知症の人の介護施設へのショートステイ等、家族の休息を支援するサービスとして利用可

	能な制度の周知を図ります。
○　若年性認知症の人の実態把握や居場所づくりが必要です。	○　若年性認知症の人の実態調査を行うとともに、若年性認知症の人や家族を対象とする「つどい」の開催等を推進します。
○　認知症の人が徘徊により行方不明となる事案が発生しているほか、日常生活上の買い物や預貯金の出し入れ、交通機関の利用等の暮らしにくさを感じることがあることから、地域における見守り体制の構築が急務となっています。	○　認知症の人と家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、市町村における徘徊ＳＯＳネットワークの結成や再構築、徘徊模擬訓練など、地域住民と行政、企業等の連携による高齢者の見守り体制の構築を推進します。 ○　商店や金融機関、交通機関など、認知症の人と接する機会の多い企業・事業所を対象とする認知症サポーター養成講座の実施など、認知症に関する正しい知識の普及を促進します。 ○　認知症の人に対する虐待防止などの権利擁護、成年後見制度の利用促進について広く普及・啓発を行うとともに、市町村への情報提供など取組への支援を行います。

２　相談・診療体制の整備

現　　状
○　岩手医科大学附属病院を岩手県認知症疾患医療センター（基幹型）に指定し、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺状況と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、認知症に関する情報発信、地域保健医療・介護関係者への研修等を行っています。 ○　主治医（かかりつけ医）の認知症に対する知識と診断技術の向上等を目的として、かかりつけ医認知症対応力向上研修を開催しており、平成25年度末時点での研修修了者数は689人となっています。 ○　平成26年度から、一般病院に勤務する医師や看護師等の医療従事者を対象として、認知症の人への対応方法等に関する研修を開催しています。 ○　かかりつけ医の認知症診断等に関する助言を行うなど、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師として、認知症サポート医の養成を行っており、平成25年度末時点での養成数は44人となっています。 ○　盛岡市医師会では、認知症に関する研修を修了した医師が、「もの忘れ相談医」として認知症に関する各種の相談に応じています。

○　介護保険制度改正により、認知症の早期診断、早期対応に向け、市町村等が「認知症初期集中支援チーム」を設置することとされています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、県内のどこに住んでいても鑑別診断や適切な医療を受けられる体制を構築する必要があります。	○　県内のどこに住んでいても、軽度認知障害の段階からの診断、治療を含むサポートや認知症の鑑別診断を踏まえた適切な医療を受けられるよう、現在の認知症疾患医療センター（基幹型）に加え、認知症疾患医療センター（地域型）を新たに複数箇所指定し、地域のかかりつけ医や関係機関、地域包括支援センターへのバックアップ体制の充実を図ります。
○　認知症サポート医が中心となり、医療・介護専門職や地域包括支援センター等の関係機関が連携し、認知症への早期受診・早期対応につなげるための体制の強化が必要です。	○　認知症サポート医の指導の下で、専門職が認知症が疑われる人などを訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行うため市町村が新たに取り組む「認知症初期集中支援チーム」の設置や、「認知症地域支援推進員」の配置に向けた研修の実施等により、市町村を支援します。 ○　かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症診断等に関する相談のほか、認知症の人への支援体制構築の役割を担う認知症サポート医の養成を行います。
○　相談支援機関やかかりつけ医は、認知症が疑われる場合は、早い段階で認知症疾患医療センターや専門医への受診につなげ、早期診断に結びつける必要があります。	○　認知症が疑われる段階での鑑別診断や適切な医療に結びつけるため、かかりつけ医認知症対応力向上研修を継続実施し、認知症の初期対応ができるかかりつけ医の拡充を図ります。 ○　看護師等の医療従事者が、認知症ケアの知識などを修得し、対応力を向上するための研修を実施します。
○　口腔状態の悪化が生活の質の低下や認知症の悪化につながることから、適切な口腔ケアの推進に努める必要があります。	○　居宅、入院あるいは施設入所のいずれの場合でも、適切な口腔ケアが行われ、認知症の悪化を防止できるよう、歯科医師を中心とした多職種による口腔ケアの連携体制構築を支援します。

３　専門的なケア体制の整備

(1) 認知症介護サービスの提供

現　　状
○　認知症介護サービスの基盤として、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所が設置されています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　認知症の人が地域で必要な介護サービスを受けながら安心して暮らし続けることができるよう､介護サービス基盤の整備を着実に進める必要があります。	○　認知症対応型共同生活介護事業所(認知症グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所､認知症対応型通所介護事業所の設置を推進します。
○　認知症グループホームや特別養護老人ホームなどが､地域社会に根ざした認知症ケアの拠点として活動することが求められています。	○　地域における認知症介護力の向上を図るため､認知症グループホーム等が有する専門知識、経験、人材等を活用した相談や支援等の取組を推進します。 ○　認知症グループホーム等が設置する､地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を通じ､認知症グループホーム等が､地域社会に根ざした認知症ケアの拠点として活動する取組を支援します。
○　地域において､認知症の人の状態に応じた適切な医療･介護のサービス提供の流れや連携体制を明確にする必要があります。	○　市町村における「認知症ケアパス」の作成を通じ､認知症の人の状態に応じた適切な医療･介護のサービス提供の流れの明確化や､地域の実情に応じた連携体制の構築を支援します。

(2) マンパワーの養成・確保

現　　状
○　県では、認知症介護に従事する者の資質向上を図るため、その経験年数や職種等に応じ、認知症介護指導者等の養成を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　認知症介護実践者研修などの講師役となる、認知症介護指導者が不足しており、さらなる養成が必要です。	○　認知症介護指導者等の研修受講を支援し、計画的な養成を行います。 ○　認知症介護実践者等研修を引き続き実施し､認知症介護従事者のより一層の資質向上を図ります。

第６　介護予防及び地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため、住民自身が運営する体操の集いや、リハビリテーション専門職を活かした介護予防の取組を支援するとともに、医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制の構築を推進します。

各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援します。

１　介護予防事業の推進と市町村への支援

全ての高齢者を対象に、生活機能の低下の予防、維持・向上や社会参加に着目し、一人ひとりの健康状態・機能に応じた介護予防を切れ目なく推進します。

市町村が、介護保険制度改正により創設される新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に円滑に移行することができるよう支援します。

現　　状
○　介護予防市町村支援委員会を設置し、介護予防に関する専門家の意見、各地の介護予防の効果的な取組事例、統計データ等の情報提供等を通じ、市町村への支援を行っています。 ○　介護予防従事者の知識及び技術の習得のため、いわてリハビリテーションセンター及びいきいき岩手支援財団に委託し、介護予防従事者研修を実施しています。 ○　平成24年度の本県の二次予防事業対象者数は35,607人、二次予防事業への参加者は3,700人、高齢者人口の1.01％となっており、参加者の割合では全国の上位にあります。 しかし、全国的に、国が想定する目安の５％を大きく下回る状況にあります。 ○　介護保険制度改正により、次のとおり、介護予防事業の見直しが行われ、すべての市町村で平成29年度末までに新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新しい総合事業」という。）に移行することとされています。 ・　予防給付のうち、訪問介護及び通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業へ移行 ・　住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進 ・　元気な時からの切れ目のない介護予防の継続 ・　リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護保険制度改正に対応した円滑な制度移行と安定した制度運営の確保を図る必要があります。 ○　既存の介護事業所による専門的なサービスに加えて、地域の多様な主体を活用した高齢者への支援の充実が図られるよう、地域の実情に応じた取組が必要です。	○　市町村が、早期に新しい総合事業に移行し、効果的かつ効率的な介護予防事業を推進することができるよう、先進的な取組事例の情報提供などを行い、市町村の事業実施を支援します。 ○　市町村の適切なケアマネジメントにより、専門的なサービスを必要とする方が必要なサービスが受けられるよう、市町村への助言などにより支援します。
○　市町村において、効果的な介護予防事業を実施していくためには、引き続き介護予防従事者研修会の実施や技術的助言が必要です。	○　介護予防市町村支援委員会において、市町村が実施する介護予防事業の分析や助言等を行い、引き続き効果的な事業実施を支援します。 ○　介護予防従事者の資質向上のため、介護予防事業従事者向けの各種研修を引き続き実施します。 ○　保健所を通じて、地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携し、普及啓発や研修会等を実施し、広域的・専門的な視点で市町村の介護予防事業を支援する取組を推進します。
○　心身機能の改善や機能回復訓練のほか、家事などの生活行為全般である「活動」、家庭や社会生活で役割を果たす「参加」も含めたバランスのとれた介護予防を推進するため、リハビリテーション専門職を活かした取組が必要です。	○　リハビリテーションの理念を踏まえ、高齢者の心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかける介護予防事業を推進するため、いわてリハビリテーションセンターと一体となり、リハビリ関係団体と連携しながら、地域のリハビリ専門職が市町村の介護予防事業に参画する取組を推進します。

○　介護予防の重要性について、より一層の普及啓発を図り、元気な高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、元気な時からの切れ目ない介護予防の取組が必要です。 ○　高齢者の増加に伴い、介護予防事業を実施する市町村の保健師等のマンパワーや、事業を委託可能な社会資源（指定事業所、病院、ＮＰＯ、ボランティア団体等）が不足し、対象者数に見合った事業実施体制が確保できていない市町村もあります。	○　高齢者が介護予防事業に参加しやすいよう、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していく取組を推進します。 ○　元気な高齢者が介護予防事業の担い手として地域の中で社会的な役割を持ち、自らの生きがいづくりや介護予防にもつながる介護予防ボランティア養成等の取組を推進します。 ○　運動器の障害により移動機能の低下をきたし、要介護状態となるリスクを高める「ロコモティブシンドローム」（運動器症候群：ロコモ）の認知度の向上や、介護予防の必要性を高齢者等に普及する取組を推進します。
○　介護予防事業の実施に当たっては、自殺予防対策の観点からの取組が必要です。	○　介護予防事業の実施に当たって、メンタルヘルス等のサポートを実施するほか、介護予防活動に携わる職員向け研修を実施します。

２　地域リハビリテーションの推進

医療と介護が連携し、地域において包括的・継続的かつ体系的な地域リハビリテーションを展開していくための体制整備と一層の取組を進めます。

現　　状
○　市町村において、主に高齢者を対象とした保健事業や介護予防事業等の予防的な地域リハビリテーションの取組を行っています。 ○　二次医療圏（高齢者福祉圏域）毎に地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）を指定し、協力病院等との連携のもとで各圏域における地域リハビリテーションの推進を図っています。 ○　関係団体の代表やリハビリ専門職などで構成される「岩手県介護予防市町村支援委員会」や「岩手県地域リハビリテーション協議会」「地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会」等において、介護予防事業の課題や各圏域事業展開等の検討を行っています。 ○　高度なリハビリテーション機能を有する公益財団法人いわてリハビリテーションセンターを「岩手県リハビリテーション支援センター」として指定し、市町村や広域支援センター等に対し、技術的な支援を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の確保や地域偏在が課題となっており、地域のネットワークを活かし、限られた医療資源を有効に活用する必要があります。	○　高齢者の状態に応じた適時適切なリハビリテーションの提供体制の構築を推進するため、「岩手県地域リハビリテーション協議会」を開催し、その提言等を踏まえ、市町村を支援します。 ○　圏域の状況や課題について情報共有し意見交換を行うため、岩手県リハビリテーション支援センターによる「地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会」の開催を支援します。 ○　岩手県リハビリテーション支援センターにおける圏域ごとの医療機関・介護サービス事業所職員等に対する研修の実施、市町村が行う健康づくり事業や介護予防事業等に対する技術的支援、情報提供等を実施します。 ○　各地域リハビリテーション広域支援センターが行う地域リハビリテーション従事者向けの研修や技術指導、ネットワークづくり、相談対応等を支援します。

第７　生活支援及び多様な住まいの充実・強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中にあって、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる地域づくりを推進します。

１　介護家族への支援

在宅において高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護教室や家族交流会の開催、相談体制の充実等を支援します。

現　　状
○　市町村では、地域支援事業（任意事業）により、高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、多様なニーズや市町村の実情に応じ、家族介護教室の開催、介護用品の支給、家族介護者交流事業等を実施しています。 　また、介護サービス利用者のサービスへの不満等を解消し、苦情に至る事態を未然に防止する介護相談員派遣等事業を実施しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　在宅で高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護技術に関する知識の修得や情報共有を促進するとともに、介護施設へのショートステイなど、家族の休息を支援するため利用可能なサービスの普及を図り、身体的・精神的な支援を含めた体制の充実を図る必要があります。	○　市町村が地域の実情に応じて実施する介護教室や介護用品の支給等の取組を支援します。 ○　高齢者総合支援センターにおいて、家族向けセミナーや、福祉用具に関する展示会等を開催し、家族介護を支援します。 ○　家族の介護疲れ等、身体的・精神的な負担を軽減するため、介護施設へのショートステイ等、家族の休息を支援するため利用可能なサービスの周知を図ります。

２　見守り等の支え合い活動の促進

社会福祉協議会、老人クラブ、町内会・自治会による見守り等の「地域福祉活動」やＮＰＯ、ボランティア団体等による食事・家事援助等の「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。

現　　状
○　65 歳以上の高齢単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は、約 4.3 万世帯（平成 22 年国勢調査）となっており、平成 37 年には約 6 万世帯、平成 42 年には約 6.3 万世帯まで増加すると推計されています。

○　市町村社会福祉協議会による「見守り活動（小地域ネットワーク活動）」は、12市町村で実施されており、高齢者を対象とした見守り活動を行うネットワーク数は7,109となっています。
　また、高齢者を含む要援護者の見守りの担い手は、15,309人（平成26年10月時点）にのぼっています。

○　市町村では、地域住民の協力と創意工夫により高齢者が気軽に集い交流することにより、生きがいづくりや介護予防等の効果が期待される「サロン活動」が、町内会・自治会活動や公民館活動と一体となって実施されています。

○　市町村では、高齢者向けの生活支援サービス（配食、移送、清掃、草取り、ごみ出し、買い物支援等）が、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、協同組合、住民互助型団体、民間事業者など多様な担い手により実施されています。

○　市町村では、緊急通報装置を活用した高齢者の安否確認や、地域の見守り活動が実施されています。

○　応急仮設住宅や在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、民生委員や生活支援相談員による巡回訪問などにより安否確認や見守り活動が実施されています。

○　介護保険制度改正により、市町村は、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等の役割を担う「生活支援コーディネーター」を新たに配置することとされました。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢化が進む中、地域での見守りや生活支援などの活動において、高齢者自身が支える側として参加することが期待されています。	○　高齢者社会貢献活動サポートセンターによる情報提供や、いきいき岩手支援財団による助成金の交付等により、高齢者によるボランティア等の社会貢献活動を推進します。
○　地域の支え合いによる住民やＮＰＯ、ボランティア団体など多様な主体による地域福祉活動や、生活支援サービス（家事援助、介護者支援、外出支援、配食、食材配達、安否確認、買い物支援、交流サロン、移動販売等）を充実する必要があります。	○　高齢者への生活支援サービスについて、市町村による協議体（社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ、ＮＰＯ、ボランティア団体等により構成）の設置を支援します。 ○　生活支援サービスの担い手の養成などの役割を担い、市町村に新たに配置される「生活支援コーディネーター」の養成を行い、地域における資源開発やサービス提供主体間の連携ネットワークづくり等の活動を支援します。

	○　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した高齢者安否確認見守りシステム（いわて“おげんき”みまもりシステム）の普及促進を図ります。

３　老人福祉施設等の福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消等に対応するため、軽費老人ホーム（ケアハウス）や高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の整備を支援します。

現　　状
環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることができない高齢者や、独居や高齢者のみの世帯で生活に不安のある高齢者が多くなっています。 また、家族による虐待が疑われる高齢者もいます。

課　　題	今　後　の　取　組
○　養護老人ホームは、施設本来の機能である入所者の自立支援を積極的に実施することが求められており、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要です。	○　養護老人ホームの設置目的を関係機関で共有し、適正な措置入所が行われるよう市町村に働きかけます。
○　ケアハウスや生活支援ハウス等の老人福祉施設が老朽化しており、整備や改修が必要です。	○　経済的な負担が軽いケアハウスの整備を促進するとととともに、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する生活支援ハウス等の老人福祉施設等の整備を支援します。 ○　入所者等のニーズに対応した質の高いサービスを提供できるよう職員の技術の向上や居宅サービス事業者等との密接な連携を促進しながら、地域の福祉サービス提供拠点としてふさわしい機能の充実を支援します。

４　多様で安心できる住まいの確保

サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態に応じた住まいと介護サービス等が一体的に提供される新しい生活空間づくりの普及を図るとともに、高齢者が安心して自宅で自立した生活ができるよう住宅のバリアフリー化を推進し、高齢者の住まいの安心を確保します。

(1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保

現　　状
○　高齢者が自立し、安心して暮らし続けることができる社会の構築に向けて、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取組を進めるため、平成21年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が改正されました。 ○　法改正により、都道府県は、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定することとされ、本県においては、平成 24 年度に「いわて高齢者住まいあんしんプラン」（岩手県高齢者居住安定確保計画）が策定され、平成27年度に（仮称）第２期「いわて高齢者住まいあんしんプラン」（岩手県高齢者居住安定確保計画）が策定される予定です。

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護が必要な高齢者や高齢単身者･高齢者夫婦のみの世帯が一層増加することが見込まれていることから､高齢化の進展に的確に対応し､高齢者のニーズに応じて住まいを選択できる環境や､住み慣れた地域で安全･安心な暮らしができる環境の整備を図る必要があります。	○　住宅担当部等との連携による（仮称）第２期「いわて高齢者住まいあんしんプラン」に基づき高齢者のニーズの的確な把握と施策の展開及びや高齢者の住まいに関する制度見直しへの対応に取り組みます。

(2)　サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導

現　　状
ア　サービス付き高齢者向け住宅の普及 ○　高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（平成23年10月20日施行）に伴い、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設されました。 （サービス付き高齢者向け住宅とは、バリアフリー構造で、状況把握・生活相談その他のサービスを提供する高齢者を入居対象とした住宅であり、県、中核市及び権限移譲を受けた一部市町村が登録や事業者への指導・監督を行います。） イ　有料老人ホームへの指導 ○　自宅と施設の中間的位置づけの施設として、設置数及び定員数共に年々増加していることから､利用者にとって安心して入居できる質の確保､向上が求められています。 ○　老人福祉法の改正（平成24年４月１日施行）により、全国的にトラブルが多い契約解除や権利金等に関する利用者保護規定が設けられました。 ○　延べ床面積275㎡以上の有料老人ホームは、スプリンクラーの設置が義務付けられています。

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の概要

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅
	介護付（特定施設）	住宅型	
根拠法令	老人福祉法		高齢者の居住の安定確保に関する法律
施設概要	居室面積 13 ㎡以上		住戸面積 25 ㎡以上（共用設備がある場合は 18 ㎡以上）
サービス	介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを行う		安否確認、生活相談 ※左のサービスを行う場合は、有料老人ホームに該当
介護保険サービス	特定施設入所者生活介護を利用	併設された事業所や外部事業所から居宅サービス（訪問介護、通所介護等）を利用	

課　　題	今　後　の　取　組
ア　サービス付き高齢者向け住宅の普及 ○　サービス付き高齢者向け住宅の実態把握が十分ではありません。 　また、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当し、老人福祉法上の届出以外の規定が適用となることから、高齢者に対し適切なサービスが提供される必要があります。	ア　サービス付き高齢者向け住宅の普及 ○　サービス付き高齢者向け住宅に対する計画的な調査等により、実態把握に努めます。 ○　利用者が安心して入居できるよう県民に対しホームページ等により情報の提供に努めます。 ○　サービス付き高齢者向け住宅で適切な介護サービスが提供されるよう啓発や指導等を行います。 ○　住宅担当部と緊密に連携し、高齢者向け住宅の供給支援や適切な運営の確保を図り、高齢者等の居住の安全確保に努めます。
○　サービス付き高齢者向け住宅が所在する市町村の財政に配慮するため、平成 27 年４月１日より有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅への新規入居者は、住所地特例の対象となります。 ※　住所地特例 　入居前の住所地である市町村が行う介護保険の被保険者となる仕組み。	○　住所地特例が対象となる有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、保険者間での事務が円滑に進むよう、保険者への情報提供を行います。

イ　有料老人ホームへの指導 ○　有料老人ホームとしてのサービスの質を確保するため、未届の有料老人ホームに対し、届出を徹底させ、指導や助言を行う必要があります。 ○　消防法施行令の改正（平成 27 年４月１日施行）により、原則として延べ床面積にかかわらず、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）はスプリンクラーの設置が義務付けられることになりました。（既存施設は、平成 30 年３月 31 日までの経過措置）	イ　有料老人ホームへの指導 ○　開設後は定期的な報告や立入調査を通して、施設に対する指導・助言を行うとともに、未届けの有料老人ホームに対しては、その把握を行い、届出するよう指導を行います。 ○　消防部局と連携のうえ有料老人ホームへのスプリンクラー設置の促進について啓発を行います。

(3)　高齢者にやさしい住まいづくり

現　　状
介護が必要な高齢者等が、自宅で自立した生活ができるよう段差の解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等を改修する場合、介護保険給付に加え、住宅改修に必要な経費を市町村とともに助成しています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　高齢者のニーズに応じて、住み慣れた地域で安全･安心な暮らしができるようにするための住宅改修のニーズがあり、今後も環境の整備を図る必要があります。	○　高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるよう高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を市町村や住宅部局等と連携しながら引き続き支援します。 ○　高齢者総合支援センターでは、住宅改修に関する知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施します。

第８　介護を要する高齢者等への支援

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援します。
また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を進めます。

１　介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方

○　居宅サービスや地域密着型サービスの利用が高まるよう、サービスの提供体制の充実を支援します。

○　要支援者が、重度化しないよう介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防サービスの利用促進を図ります。

○　地域の介護サービスの拠点となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を計画的に進め、入所待機者を解消するよう努めるとともに、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を促進します。

○　医療と介護の連携を図り、施設と在宅を結ぶ老人保健施設の計画的整備や機能の向上を支援します。

(1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実

現　　状
○　今後も増加が見込まれる認知症の方に対応する認知症対応型共同生活介護や認知症対応型訪問介護の整備が求められています。 ○　小規模通所介護の地域密着型等への移行については、市町村の対応検討が進んでいない状況です。 ○　地域のニーズに応じて、在宅で 24 時間・365 日の安心を提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの普及が低調となっています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　本県での居宅サービスの利用は、改善傾向にあるものの全国に比較して低調です。	○　利用者が必要とするサービスを選択できるよう、各サービスの整備を促進するとともにサービス内容の周知を図ります。
○　第５期計画に対し、整備の進捗は遅れている状況です。	○　市町村の整備計画が予定どおり進むよう、市町村と連携し、地域密着型サービス施設の整備を促進します。

○　小規模通所介護の地域密着型等への移行については、平成27年４月施行（１年間の経過措置あり）であることから、利用者に影響が出ないよう準備を進める必要があります。	○　市町村において小規模通所介護の地域密着型等への移行が円滑に進むよう、情報提供等を行います。
○　定期巡回･随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築のために重要なサービスですが、効率及び採算の面から、介護サービス事業所からの整備希望がないため、多くの市町村で整備計画がない状況です。	○　市町村に対し、先進地事例を示す等、地域包括ケア構築の観点から、必要なサービスの整備が進むよう、支援します。

(2)　介護予防サービスの制度改正

現　　状
○　介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の地域支援事業への移行は平成 27 年４月から始まりますが、多くの市町村では、平成29年度に行うことを予定しています。 ○　地域支援事業へ移行しない介護予防サービスについては、引き続き介護予防・生活支援サービス事業として実施することになっています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　平成29年度までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の地域支援事業への移行が円滑に行われるよう、環境整備を進めていく必要があります。	○　先行して移行を予定している市町村をモデルに、進捗の遅い保険者に情報提供を行う等、円滑な地域支援事業への移行を支援します。
○　現在ある介護予防サービス全てが地域支援事業に移行するとの誤解もあります。	○　市町村と連携し、要支援者が、重度化しないよう介護予防サービスや地域支援事業の充実を図るとともに、サービス拡充の時期を勘案しそのサービス等の利用促進を図ります。

(3)　介護保険施設の整備・充実

現　　状
○　特別養護老人ホームへ早期入所が必要な在宅の方は平成 26 年３月末現在で 1,321 人おり、入所待機者解消のため、計画的に施設の整備を進めています。 ○　平成 27 年度から特別養護老人ホームへの入所は原則要介護３以上の方が対象となります。

課　　題	今　後　の　取　組
○　施設の整備は着実に進んでいますが、高齢化の進行により、入所待機者は増加傾向にあります。	○　整備計画のある市町村において、サービス見込量を基に定めた施設整備に基づき整備を進めます。
○　ユニットケアを実践する施設が増加しており、利用者一人一人の個性や生活のリズムを尊重したケアを行うため、職員の育成が必要です。	○　ユニットケアを実践する施設の質の向上のため、従事する介護職員の研修を支援します。
○　介護保険制度改正により、入所が原則要介護３以上の方となります。	○　要介護１、２の方であっても、やむをえない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難な場合は、特例により入所できる場合があることを周知するとともに、特例の取扱が適正に行われるよう支援します。

(4)　適切な介護保険料の設定

現　　状
○　高齢化の進展に伴い、介護サービス量が増大していることから、介護保険料の上昇が懸念されています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　市町村は、適切な介護サービス水準（質・量）を確保しながら、介護保険料を設定する必要があります。	○　市町村が、適切な介護サービス水準を客観的に判断できるよう、情報提供していきます。 ○　市町村においては、所得水準に応じて決め細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階を６段階から標準９段階に見直しを行います。 ○　低所得者対策として、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 の負担割合で新たな公費による保険料軽減の強化を行います。

２　サービス種別の目標量

○　居宅サービスの目標量は、地域密着型サービスの利用促進や地域支援事業の効果等を勘案しながら、市町村が掲げた目標量を圏域ごとに集計して設定しています。

○　介護予防サービスの目標量は、市町村における要支援者の見込みや予防給付の実績等を踏まえ、見込量を設定しています。

○　施設の目標量は、サービス利用の実績や施設入所希望者数等の地域の実情を考慮し、必要なサービス基盤を整備することを目標とし、圏域ごとに集計しています。

○　療養病床の転換に当たっては、医療機関の意向や入院患者の受け皿となる介護老人保健施設等の地域における介護サービス基盤の整備状況を考慮しながら調整を行います。

(1) 居宅サービス

現　　状
ア　目標量の設定の考え方（全県） ○　居宅サービスの目標量は、市町村が介護保険事業計画において定める目標量との整合を図っています。 ○　介護専用型特定施設入居者生活介護及び介護専用型以外の特定施設入居者生活介護については、市町村が介護保険事業計画において設定した必要者数を勘案しながら、必要利用定員総数を設定しています。 **【市町村における目標量の設定の考え方】** 計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している者の数、利用者の意向、地域密着型サービス必要量の見込み、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における居宅サービスの種類ごとの必要量の見込みを定めています。

(2) 地域密着型サービス

現　　状
ア　目標量の設定の考え方（全県） 地域密着型サービスの目標量は、市町村が介護保険事業計画において定める目標量との整合を図り、高齢者福祉圏域ごとに設定しています。 **【市町村における目標量の設定の考え方】** 計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している者の数、利用者の意向、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における地域密着型サービスの種類ごとの必要量の見込みを定めています。

(3) 施設サービス

現　　状
ア　必要入所定員総数の設定の考え方（全県） 　各施設における必要入所定員総数は、サービス利用の実績や施設入所希望者数等の地域の実情を考慮し、高齢者福祉圏域内の市町村が設定した必要者数を勘案しながら設定しています。 【市町村における目標量の設定の考え方】 　計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している者の数、施設入所希望者数等利用者の意向、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における施設サービスの必要者数の見込みを定めています。

第９　介護人材の確保及び介護サービスの向上

今後増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質の向上に努めます。
高齢者がいつでもどこでも適切な介護サービスや介護予防サービスを受けることができるよう、サービス事業者の育成を促進します。
常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

１　サービス従事者の確保及び資質の向上

介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会基盤であり、その確保については、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の視点から、対策を総合的に講じていきます。

現　　状
○　県内の平成 26 年８月時点の介護職の有効求人倍率は 1.53％で、全産業の 0.96 倍（季節調整前）より高い水準となっています。 ○　平成 24 年 10 月から平成 25 年９月までの１年間の県内の離職率は 11.3％となっています。 ○　平成 25 年度介護労働実態調査結果岩手県版（介護労働安定センター岩手支部）によると介護職員の働く上での悩みとして、「仕事内容のわりに賃金が低い」等があり、退職理由としては、「職場の人間関係に問題があったから」「収入が少なかったため」等があります。

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護の仕事に対する社会のイメージが悪い状況にあります。	○　参入促進として、介護の仕事のイメージアップを図り、潜在的求職者の掘り起こしや有資格者の業界への復帰の促進に努めます。
○　沿岸部においては、圏域外から人材を確保しようにもアパート等の住宅が不足しています。	○　沿岸被災地においては、介護事業所への補助等による住宅確保を支援します。
○　介護事業所における働きやすい環境の整備・改善が必要です。	○　事業所における経営者･管理者の労働環境整備・改善の機運醸成を図ります。
○　賃金水準の改善や給与体系の整備が必要です。	○　介護職員の処遇改善について、国に要望します。

(1) 従事者全般

現　　状
○　介護事業所においては、介護人材の確保が困難であることから、現在の採用条件を緩和し、無資格者の受入れを積極的に行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　無資格者には介護職員としての専門性がないことから専門性の向上が急務となっています。	○　資質の向上として、県では、介護事業所に就職した無資格者が、働きながら資格を取得できるよう支援していきます。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

現　　状
○　介護支援専門員について、各種研修を開催するとともに、専門の相談員を配置したケアマネ支援センターを設置するなど、資質向上のための支援を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○ 自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進していくために、医療職をはじめとする多職種との連携・協働をより強化する必要があります。	○ 地域包括支援センターを核として、多職種間の協働や連携による現場の介護支援専門員のサポートを通じて、利用者に良質なサービスが提供されるように努めます。
○ 質の高いケアプランを提供することのできる専門職の養成のため、修了評価の実施や、任意の実務従事者基礎研修を実務研修に統合するなど、平成 28 年度から介護支援専門員に係る新しい研修制度を実施します。	○ 適切なケアマネジメント、良質なサービス提供のため、岩手県介護支援専門員協会が行う研修等を支援します。 ○ 新しい研修制度の円滑な実施に向けて関係団体とともにカリキュラム編成を行うとともに、関係者に情報の周知を行います。 ○ 援助に関する専門知識及び技術を向上させるために、専門研修、更新研修、主任介護支援専門員研修等の各ステージに応じた研修を実施します。

(3) 訪問介護員（ホームヘルパー）

現　　状
○　介護人材の安定的確保・資質向上の観点から、介護保険法が改正され、平成25年度から介護職員の研修課程等が見直されました（介護職員基礎研修課程、訪問介護員１級課程、訪問介護員２級課程及び訪問介護員３級課程を「介護職員初任者研修課程」に一元化。）。

○　介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）は、県立高等学校や民間の養成機関等 50 箇所で実施されています（平成 26 年９月現在）。

課　　題	今　後　の　取　組
○　平成 24 年度までの過去５年の２級課程修了者は平均 2,233 人でしたが、研修課程見直しの影響もあり、平成 25 年度の初任者研修修了者は 1,034 人と大幅に減少しており、資格者の養成を促進する必要があります。	○　介護事業所や応急仮設住宅等における高齢者等のサポート拠点に勤務する無資格の職員を対象とする、介護事業所等で働きながら介護職員初任者研修を受講させる取組を推進し、介護人材育成に努める事業所を支援します。 ○　介護事業所等に対して、新しい研修課程の周知に努めます。

（単位：人）

介護員養成研修	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
基礎研修	53	72	182	171	215	31	724
1級課程	23	0	0	0	0	0	23
2級課程	1,709	2,512	2,404	2,337	2,201	858	12,021
3級課程	39	－	－	－	－	－	39
初任者研修課程	－	－	－	－	－	1,034	1,034
計	1,824	2,584	2,586	2,508	2,416	1,923	13,841

H20～H24（※）2級課程修了者数　2,233人（平均値）

H25　初任者研修課程修了者数　1,034人

※H25 2級課程修了者858人は、H24開始分であることからH24に含む。

(4) 社会福祉士・介護福祉士

現　　状
○　介護事業所において、専門的知識を有する社会福祉士・介護福祉士が求められています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護福祉士を養成する学校等において、入校を希望する学生が減少しており、定員割れが生じています。	○　多様化･高度化する利用者のニーズに対応したサービス提供のため、岩手県社会福祉士会･岩手県介護福祉士会との意見交換や資質向上の取組等の検討により資格者の養成を促進します。 ○　介護施設等従事者の県内定着化や社会福祉士・介護福祉士養成のため、介護福祉士を養成する学校等との連携により、対策を進めます。 ○　資質向上の取組として、介護事業所に就職した無資格者を介護事業所で働きながら、介護福祉士の受験資格を得るための研修を受講させる事業所を支援します。

(5)　その他のサービス従事者

現　　状
○　地域包括ケアシステム構築に向け、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの需要が増えています。 ○　県の「第七次看護職員需給見通し」では、平成 27 年の看護職員全体の需要数 17,170.6 人に対して、供給数 16,433.2 人と 737.2 人の不足が見込まれています。また、近年需要が増大している福祉・介護分野におけるサービス提供が求められています。 ○　平成 26 年９月現在、全体で約 4,500 人が喀痰吸引等の業務従事者認定証の交付を受けています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの需要に応えるための対策が必要です。	○　様々な利用者のニーズ等に対応したサービス提供のため、理学療法士、作業療法士等の確保に努めます。
○　介護分野での従事など、高齢社会のニーズに応えられる看護職員を量･質とも確保していくことが求められています。	○　介護など多様な分野で就業する看護職員の資質向上のための各種研修の実施及び充実を図ります。
○　平成 25 年度において、約 85%の業務従事者認定者が平成 23 年度までの経過措置対象者で、従事も口腔内の喀痰吸引に限られることから、鼻腔内の喀痰吸引や経管栄養などのニーズに対応したものとなっていません。	○　県が引き続き喀痰吸引等の医療的ケア研修を実施するとともに、登録研修機関等と連携し、研修実施体制の一層の充実を図っていきます。

２　介護サービス事業者の育成・支援

高齢者が、いつでもどこでも適切なサービスを受けることができるよう、施設整備の支援等を通じて地域密着型事業者の参入促進を図り、サービスの偏在の解消に努めます。また、介護サービス事業者の適正な事業運営による質の高いサービスの確保を目指し、市町村等と連携しながら育成支援に努めます。

現　　状
○　サービス事業者は、人口の多い都市部では年々増加していますが、人口が少ない地域では参入する事業者が少ないなど、地域によって偏りがあります。 ○　サービス事業者への指導について、市町村には地域密着型サービス事業者に対する指導監督権限のほか、県指定の事業者に対しても立入権限が付与されています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　サービス事業者の参入を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう資質の向上を図る必要があります。	○　問題ある事業者について、県と市町村と情報交換を行い、適切に指導します。
○　利用者からの苦情相談が寄せられたり、実地指導の際に不適切な事業運営が認められることもあります。	○　第三者評価は県社会福祉協議会等が、外部評価はいきいき支援財団等が行っています。 ○　市町村と連携したサービス事業者指導の適切な実施と第三者評価や外部評価に対する積極的な取組の推進によるサービスの質の向上を図ります。
○　市町村（中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導権限が、平成 27 年度に東北厚生局から県に移譲されます。	○　市町村の介護サービス事業者の指定等に係る技術的助言を適切に行うとともに、市町村の事業者指導を支援するための取組を行います。

３　介護サービス情報の公表制度の推進

介護サービスの利用者やその家族等が介護に関する的確な情報を得られるよう情報公表制度の周知と事業趣旨の啓発に努めるとともに、介護事業者自らが介護情報を公表することにより、サービスの質の向上に対する取組を促進します。

現　　状
○　介護サービス情報の公表制度は平成18年から開始されており、「介護サービス情報公表システム」によりインターネットを使用して情報を得られ、介護事業者を比較するなど、サービス選択の方法の一つとして活用されています。 ○　平成24年度に介護保険法が改正され、県が国のガイドラインを踏まえた調査指針を策定し、知事が必要と認めるときに、介護事業者の報告内容が正しいか調査を実施することとしています。 また、システムは国が構築、管理しており、システムの改良は徐々に進められています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　システムはインターネットを使用していますので、サービス利用者の多くが高齢者で、インターネットを使い慣れていない人が多いことから、情報を入手しやすい方法や、システムの周知が求められています。 ○　今後もシステムをより分かりやすく改	（１）介護サービス情報の円滑な入手 ○　サービス利用者が介護事業者を選択する方法として活用されるよう、システムを周知します。 ○　サービス利用者とその家族が情報の入手や活用を図るため、システム利用に際しプランを作成する介護支援専門員による

良する必要があります。 ○　介護事業者に対しては、制度の周知と事業趣旨の啓発を務めることが必要です。介護サービスの情報を公表することで、サービスの質の向上に対する取組みを促す必要があります。 ○　システムに公開している情報は、介護事業者自らが報告している内容ですので、報告内容の正確性の確認が必要です。	協力が得られるよう配慮します。 ○　誰もが身近なところで介護サービスや介護事業者などの情報を得られるよう、システムの充実に係る国への働きかけを継続します。 **（２）事業者によるサービス情報の公表** ○　介護事業者が自らの情報の公表を通じて、適切で質の高いサービスの提供が行われているかを確認できる制度であることをＰＲします。 **（３）適切な制度の運営** ○　利用者に提供される情報の正確性を担保するため、国のガイドラインを踏まえて策定した調査指針に則って、報告内容に対する調査を実施し、引き続き適切な制度の運営を行います。

４　介護給付適正化の推進

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、平成 26 年度に策定した「第３期介護給付適正化支援計画」に基づき、市町村が実施する適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

現　　状
○　平成 26 年度において、第３期介護給付適正化支援計画策定委員会及びワーキンググループを設置し、議論を経て、計画を策定しました。 ○　本県では、県内全ての市町村等が介護給付適正化事業の主要５事業のうち１事業以上取り組んでいますが、実施率は全国平均に比して低い状況です。

課　　題	今　後　の　取　組
○　第３期計画期間中に「縦覧点検・医療情報との突合」、「ケアプラン点検」及び適正化を進める上で効果的と考える事業の３事業を優先的に実施できるよう、環境整備を進めていく必要があります。 例）「縦覧点検・医療情報との突合」 ⇒国保連への委託（懸案は、「医療情報との突合」の前期高齢者分） 「ケアプラン点検」 ⇒適正化セミナーの開催 「適正化を進める上で効果的と考える事業」 ⇒どれを選択するか？ ・既に実施が進んでいる「要介護認定の適正化」とし、ケアプラン点検に注力する方法も考えられる。	○　「縦覧点検」については、平成 26 年度、１市を対象にモデル事業を実施し、平成 27 年度からは全保険者が岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託により、取組が進むよう促進します。 ○　「医療情報との突合」については、後期高齢者医療広域連合が県や市町村と連携し、実施していますが、保険者負担が大きいため、国保連に対し、「医療情報との突合」を保険者から受託できる環境整備を行うよう、働きかけを行います。 ○　平成 25 年度からケアプラン点検を中心とした「介護給付適正化セミナー」を実施していますが、全ての市町村がケアプラン点検に取り組むよう、引き続き、セミナー等を通じて、保険者における効率的な手法を提案していきます。

５　相談・苦情への適切な対応

①　市町村、国保連等との機能分担を図りつつ、関係機関の連携による総合的な苦情解決の取組を継続して進めます。

②　市町村における要介護認定処分等に対する不服申立ての審査について、引き続き適正な処理を行います。

現　　状
○　介護保険サービスに関する相談や苦情は、身近な市町村や地域包括支援センターにおいて受け付けているほか、専門的な事案は苦情処理機関と位置づけられている国保連でも受け付けています。 　また、介護保険制度に関する相談は、地域包括支援センターに多く寄せられるようになっており、同センターでは事業者等に対する調査・指導・助言を行っています。

課　　題	今　後　の　取　組
○　介護内容等についての利用者とのトラブルが説明不足等から生じており、利用者の求めるサービス内容と制度上のサービス内容の乖離もあります。	（市町村） ○　地域で介護サービスに関する相談や苦情、必要なサービス情報を入手できるよう、市町村における総合相談窓口の機能強化を支援します。

○　介護サービスに関する相談や苦情は、減少傾向にありますが、その内容は複雑化、多様化し、解決までに時間を要するケースが増えています。	○　地域包括支援センター従事者研修を通じた総合的な相談機能の充実を支援します。 （苦情処理） ○　国保連が県と介護保険業務連絡会議を通して意見交換を行うとともに、介護保険相談・苦情処理業務担当職員研修会を開催し、市町村職員の資質向上を図ります。 （不服審査） ○　認定審査結果等に対する不服がある方に対しては、県が設置している介護保険審査会において審査請求を審査します。

第 10　連携体制の整備等

高齢者介護・福祉施策を円滑に推進するため、関係団体や市町村等との連携、調査研究などを推進します。

１　市町村、関係団体等との連携体制

本計画に基づく施策の推進に当たっては、県が主体となって、市町村のほか、保健・医療・福祉関係者、事業者及び県民が連携・協力し合いながら、地域において、それぞれの役割を分担し参画していきます。

(1) 県の役割

○　県は広域的な観点から、各高齢者福祉圏域のサービス水準等を踏まえ、県高齢者福祉・介護保険推進協議会等の助言を得ながら、各市町村における高齢者福祉計画・高齢者介護保険事業計画の適切な推進、達成を支援します。

○　広域振興局及び保健所は、各種介護・福祉情報の提供や一定水準の介護・福祉サービスを確保するための助言指導など、圏域内の総合的な連絡調整を行います。

○　県は、本計画の推進のため、各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携により、必要な医療サービスの確保と医療との連携による効果的な介護・福祉サービスの提供を促進します。

○　公的な介護・福祉サービスとの連携のもと、地域に密着した介護・福祉サービスが提供できるよう、社会福祉協議会や各種保健医療福祉団体との一層の連携強化と活動の支援を行います。

○　市町村が単独で行うことが困難な広域的又は専門的・技術的な事業の実施を支援するとともに、必要な助言を行います。

〔支援体制〕：県介護予防市町村支援委員会、県リハビリテーション協議会、県認知症推進会議及び認知症市町村連絡会の開催、県高齢者総合支援センター、県リハビリテーション支援センター、県認知症疾患医療センター等による相談対応等の専門的支援

○　県民の多様な介護・福祉ニーズにきめ細かく対応するため、ボランティアやＮＰＯなどの住民参加型の活動が活発に展開されるよう、いきいき岩手支援財団が運営する「いわて保健福祉基金」を活用した活動基盤の整備などを支援します。

○　地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材確保のための必要な取組を行います。

(2) 市町村の役割

○　市町村は、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営、高齢者虐待の防止、地域密着型サービス事業者の指導監督など、住民に最も身近な存在として、高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指すことが求められます。

○　住民のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備をしていくとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアのまちづくりを進めることが求められます。

○　民間事業者の参入が進みにくい地域・サービスについては、社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア等関係機関と連携しながら、地域住民への普及啓発を行うなど高齢者の生活を支援する活動への参画を促していくことが求められます。

(3) 県民等の役割

○　県民及びサービス提供者は、県及び市町村が本計画に基づき実施する施策が実効性のあるものとなるように、協力することが求められます。

○　サービス提供者は、行政と連携し、利用者の視点に立って、切れ目のない医療及び介護の提供体制を確保し、良質な医療・介護サービスを提供するとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に多様化するニーズに対応したサービス提供に努めることが求められます。

　また、人材の確保及び定着が重要であることから、キャリアアップの支援や魅力ある職場づくり等に取組んでいくことが求められます。

○　県民は、様々な情報交換の場や社会貢献活動、介護予防事業などに自発的・自主的に参加し、高齢者も含め各主体が役割を持ちながら、地域で支え合う組織づくりに取り組むことが求められます。

　また、サービス利用者は、当該サービスを支える費用負担者でもあるため、サービス利用に当たっては限られた資源を効率的かつ効果的な利用に努めることが求められます。

２　介護・福祉に関する調査・研究の推進

　大学、関係団体、ＮＰＯ等と連携し、介護や福祉をはじめ高齢化社会の対応に関連した調査・研究に積極的に取り組み、高齢者の実態に即した施策の実施に反映させます。

　岩手県立大学、いきいき岩手支援財団、岩手県社会福祉協議会等と連携しながら、高齢者等の生活状況や意識、高齢者をめぐる状況や実態等を把握し、施策・事業に活かしていきます。

〔連携体制〕：いわて福祉コンソーシアム、岩手県老人クラブ連合会、高齢者社会貢献活動サポートセンター等

第11　被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

すべての人が安心して地域で生活できるよう、高齢者等が相互に支え合う仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援します。

現　　状
東日本大震災津波から４年が経過し、被災された方の応急仮設住宅等から災害公営住宅等への移行が進んでいますが、依然として多くの方が応急仮設住宅等で生活しています。 一方、活発であった災害ボランティアによる支援や一般企業等による日常生活支援が減少しています。 また、応急仮設住宅からの移転が進むに従い、住民の減少に伴う応急仮設住宅内の自治会等の弱体化や単身高齢者・高齢者世帯の割合の増加が予想されます。 あわせて、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転に伴い、人間関係の希薄な移転先で生活する高齢者の増加も予想されます。 ○　応急仮設住宅等入居者数の推移（平成 26 年 10 月現在） 最大 44,137 人のうち、現在 30,242 人（△13,895 人　最大時期の 69%） ○　災害公営住宅等の整備状況（平成 26 年 10 月現在） 計画戸数 5,946 戸のうち、整備済み 899 戸（進捗率 15%） ○　市町村の要望に応じて応急仮設住宅等におけるサポート拠点を９市町村、27 箇所で整備（平成 26 年４月１日現在）しており、応急仮設住宅内の見守りや支援を要する高齢者等への総合相談、デイサービス、地域交流サロン等、集会所等を活用し、住民同士の交流を図ることのできる取組を行っています。 ○　市町村職員、支援員、自治会役員等を対象とした研修を実施しながら各市町村の課題を把握し、応急仮設住宅、みなし仮設住宅等から災害公営住宅、自力再建した住宅への移行後の新たなコミュニティ形成を支援しています。 ○　グループホーム型仮設住宅が県内４箇所で運営されており、一人暮らしに不安を抱える高齢者の方々が総合相談、生活支援、配食サービス等のサポートを受けながら支え合い生活しています。

１　被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援

課　　題	今　後　の　取　組
○　長期化する応急仮設住宅で生活する単身高齢者や高齢者世帯の孤立化を防止する必要があります。 ○　応急仮設住宅やみなし仮設住宅等から	○　応急仮設住宅等への見守り手引書の整備、サポート拠点運営費補助、運営スタッフへの研修等、市町村への支援を行います。

災害公営住宅等への移行時に、新たなコミュニティの形成が必要となることから、被災者と地域住民の交流を促し、災害公営住宅も含めた地域支え合いができる関係づくりへの支援が必要です。 　また、仮設住宅で生活する方々への移行支援が必要です。	○　災害公営住宅や自力再建した住宅へ移行する被災者を見守るライフサポート事業等により、市町村の体制づくりを支援します。 ○　震災により機能の発揮が困難となっている沿岸市町村の地域包括支援センターに対し、高齢者総合支援センターと連携し、業務支援を行います。 ○　市町村が民間事業者の協力や、緊急通報用携帯機器の利用などにより実施する高齢者等の見守り活動を支援します。
○　支援する側のこころのケアや、対人援助技術の習得が必要です。	○　こころのケアセンターと連携し、サポート拠点の支援員向けの研修を実施します。
○　グループホーム型仮設住宅の今後の方向性を検討する必要があります。	○　グループホーム型仮設住宅について、他県の取組事例などを紹介し、随時、市町村へ情報提供・助言を行います。

２　被災高齢者等の生きがいづくりや健康づくりへの支援

課　　題	今　後　の　取　組
○　被災高齢者等の生活機能低下を防止する必要があります。 ○　災害公営住宅や応急仮設住宅等における被災高齢者等の生きがいづくりや健康づくりが必要です。	○　災害公営住宅や応急仮設住宅内の集会所等を活用し、地域住民を含めた高齢者が気軽に参加できる介護予防教室、ふれあい運動教室を市町村とともに開催し、高齢者の健康増進を図ります。 ○　介護予防教室等の取組を通じ、地域住民による自主活動のグループや、地域のコミュニティの核となる地域のリーダーの育成を支援します。 ○　災害公営住宅や応急仮設住宅の高齢者が、健康維持やコミュニティづくりのための団体を組織し、自主的な活動として取り組む農作業や創作活動等を支援します。 ○　県リハビリテーション支援センター及びリハビリテーション職能団体等が連携し、沿岸被災地のリハビリ従事者向け研修会を開催するなど、被災地の地域リハビリテーション活動を支援します。